

木立の村高と圃場整備の実体

林 寅 喜

(会員 佐伯市中ノ島)

はじめに

私は平成九年十二月『木立郷土資料集成』と題する冊子を発行した。その内容は歴史年表をはじめとして江戸時代の村役人から、歴代村長、村議会議員、各種六団体の累代役員名、生産森林組合(共有林三団体)の内容、圃場整備の実施状況及び耕地面積と生産高の変遷、熊野神社・小学校・郵便局・駐在所の沿革、防災ダムの規模、土地台帳に登載された字名、今に残る呼び名と屋号、日清日露戦役六柱、太平洋戦争一〇五柱の戦没者名簿などである。そこで今回その中から、江戸時代の村高と関係のある圃場整備の実体と、関連する事項についてまとめた。

一、村高について

・村高とは、江戸時代その村浦が納める年貢の対照とな

る農地の生産高を米に換算して石高で示したもの。但し、村浦より差し出した検地高辻帳(集計表)には、宅地、草地などの定率地分も含まれている。

・検地と石高制度

天正十年(一五八二)織田信長の横死を機に、その遺業を継いだ羽柴秀吉は、同十四年二月従来の貫地貫高(註一)を改めて検地の条項を定め、石高制度(註二)を採用した。世にいう太閤検地である。

翌天正十五年五月、島津義久の降伏により九州を平定した秀吉は、宮部法印と山口玄蕃に命じて豊後の検地を行った。

(註一) 貫地貫高

貫地貫高とは、土地課税額を銭高(貫文に換算してその税額で地籍を表示する)で表わす。

貫は分米(石高)を銭によつて代納する分銭により始まったといわれ、鎌倉時代(一一九二〜一三三三)中期より、田の町反積に代わる称で貫積ともいった。室町時代(一三三三〜一四八〇)に永高と称するようになったが、貫積貫高ともいった。

一貫文はおよそ後の十石に相当したというが、地域差があつて一様ではなかつたという。天正の中頃（一五八二—三）から石高制度に移行した。

さて、貫高でいう土地課税額は銭高にしてどの位であつたかよく知られていないが、後北條氏（小田原一四九一—一五九〇）の場合田一反につき五〇〇文、畑は一六五文となつていて、これは田の場合畿内五カ国も同一であつたといわれ、後述の石高制度のような上中下といった等級は見られない。

なお、田一反五〇〇文という年貢額を石高制度の率に直せば、およそ四公六民であつたという。

以上史談一七三号『佐伯氏の貫高と動員兵力について』より

（註二）石高制度

石高制度とは地籍（田畑一反当り）を生産高で表示する方法である。

一口に一反当りの生産高といつても、地域差と地力などによつて異なる。

そこで藩は、領内二十六ヶ村を地力により上中下の三ランクに格付けし、さらに田畑とも五段階に分類（別

表1）して一反当りの生産高（石盛）を定め、これに年貢率を示し収納させていた。

年貢率の決め方は開祖から享保の中頃（一七二五）までは、二・三年に一度の坪刈りによつたといわれるが、以降には過去五年十年の作柄を参考にして年貢率を決め、作付け前の四・五月頃村浦に対し文書によつて通達（春免という）し、余程の凶作でない限り変更は認めなかつたという。

著者意見

石盛高の適否について検討した。内容は農民の営農規模を同一条件として、上中下三ヶ村の標準的な自作農の収穫量を求めて比較対照したところ、地域差はあるものの、石盛は平年作の八〇％程度ではなかつたか、という結論を得た。

理由として石盛は豊凶に関係なく、その年の出来栄え（春免は推定）によつて年貢率が決められ、最悪な凶年でもこれを基準として年貢を収納させていた。

したがつて、石盛は年貢率を決める最低限の生産高であつたと考えられることから、平年作よりやや低く押

田畑斗代盛 在浦村立位附

宝暦5亥 9月 石盛の単位は1反当たり 数量は石、斗 別表1

村の格付	地力等級	石 盛	村の格付	地力等級	石 盛	村の格付	地力等級	石 盛
上の村	上々田	1.6	中の村	上々田	1.5	下の村	上 田	1.2
	上 田	1.4		上 田	1.3		中 田	1.0
	中 田	1.2		中 田	1.1		下 田	0.8
	下 田	1.0		下 田	0.9		下々田	0.6
	下々田	0.8		下々田	0.7		下々田	0.6

村の格付	地力等級	石 盛	村の格付	地力等級	石 盛	村の格付	地力等級	石 盛
上の村	上々畑	1.3	中の村	上々畑	1.2	下の村	上 畑	0.9
	上 畑	1.1		上 畑	1.0		中 畑	0.7
	中 畑	0.9		中 畑	0.8		下 畑	0.5
	下 畑	0.7		下 畑	0.6		下々畑	0.3
	下々畑	0.5		下々畑	0.4		下々畑	0.3

他に屋敷地 = 1.0 芝原山々 = 0.3 これは村の格付け地力差等一切なし

え、僅かながらも農民に余裕を持たせていたと考える。

二、木立の村高と佐伯藩二万石

慶長五年（一六〇〇）関ヶ原の合戦の後、日田から佐伯二万石を拝領した高政に、付与された朱印状二十六ヶ村の村高は廢藩まで変わることはなかった。その内容は次の通りである。

塩屋村	四八八石	中野村	八六二石
下野村	一、〇〇九〃	大坂本村	一、〇九〇〃
長瀬村	一四〇〃	床木村	六二〃
上岡村	五六九〃	津久見村	一、三八八〃
古市村	五二三〃	狩生村	三〇八〃
上野村	九一九〃	戸穴村	七四九〃
切畑村	一、二五六〃	海崎村	六七八〃
下直見村	一、一〇七〃	久部村	五二九〃
上直見村	五九二〃	堅田村	二、九五一〃
赤木村	六八〇〃	木立村	六一一〃
仁田原村	六五二〃	上浦村	四八二〃
横川村	四一一〃	中浦村	一三五〃
因尾村	一、一九六〃	下浦村	五五〇〃
計一九、九三七石	二万石		

これによると木立の村高は六一一石で、領内では中位の

村になる。

但し、慶長十年（一八〇五）の佐伯藩資料（慶長検地）には、村高五九三、五石と他に田畑面積が記載されているので、別紙資料3はこれによった。

さて、時代が下がるにつれて開墾と干拓が奨励され、各村浦共面積は増え村高も上がった。こうしたことから元禄期に入り藩は再検地（元禄検地）をしたが、その資料は村高辻帳として保存されている。

史談一五三号「小野家文書が残したもの」で紹介

三、圃場整備の実体（別表二）

農地の効率化を図り生産を向上させるためには、区画（耕地）整理を行うことが肝要である。木立ではじめて耕地整理事業を実施したのは大野原地区であった。

・大野原地区耕地整理事業

別図①の区域を大正元年（一九一二）から十二年まで二六畝水田として整理し、堤長一六五ト、貯水量七五、〇〇〇トのため池を築造したが、水量が不足し約半分は畑地に転換せざるを得なかったという。

事業費Ⅱ一六、八四八円 反当りⅡ六六円であった。

圃 場 整 備 実 施 状 況

別表2

順位	工 区 名 称	施行年度	整備面積			事 業 費	地 権 者	備 考
			田	畑	計			
1	大野原	明45～大12	26.0		26.0	16,848 円	60	単位
2	須留木	昭40	29.7		29.7	35,640千円	79	面積=ヘクタール
3	沖 田	昭41～昭42	24.0		24.0	28,800 〃	99	
4	岡ノ下	昭61～昭62	12.3		12.3		64	
5	中野河内	平 2～平 3	11.0	1.6	12.6			
6	棧 敷	平 3～平 5	11.8	2.8	14.6			
7	向津留	平 1～平 2	12.3	7.6	19.9		86	
8	小中尾	昭63～平 1	10.7		10.7		33	
9	大中尾	昭62～昭63	10.0		10.0	1,272,450 〃	25	
計			147.8	12.0	159.8			

耕地面積及び生産高の変遷

別表3

慶長10年（1605）

地目	面積	基準収穫量	反当収穫量	摘要
田	33,802.6	295,822	8,7.5	単位 面積=町.反.畝.歩 収穫量=石.斗.升.合 以下同じ
畑	58,110.1	297,718	5,1.2	
計	91,912.7	593,540	6,4.5	

元禄13年（1700）

地目	面積	基準収穫量	反当収穫量	摘要
田	45,651.0	383,301	8,3.9	
畑	81,561.0	393,263	4,8.2	
計	127,212.0	776,564	6,1.0	

天保6年（1835）

地目	面積	基準収穫量	反当収穫量	摘要
田	64,171.0	538,416	8,3.9	
畑	114,600.5	552,380	4,8.2	
計	178,771.5	1,090,796	6,8.7	

昭和55年（1980）農業センサスより

地目	面積	基準収穫量	反当収穫量	摘要
田	130,780.0	不明	不明	うち27町1反7畝 は休耕田 10町3反は果樹園 収穫高は不明
畑	38,060.0	不明	不明	
計	168,840.0	不明	不明	

元禄13年の地力別割付面積

地目	上	中	下	下々	計	摘要
田	4,391.8	19,942.2	19,592.3	10,702.7	45,651.0	
畑	7,032.1	11,252.9	30,651.8	32,610.2	127,212.0	

註 天保期は総収穫量以外すべて不明である。そこで元禄期の反収穫量と、田畑面積の割合をそのまま採用して計算した。その結果、昭和21年頃の全面積185町歩に近い数字となる。そうして見ると木立の田畑は、天保期迄に開墾が略終了していたのではないかと思う。

圃場整備事業

戦後昭和四十年（一九六五）に須留木地区が別図②の二七、九^{ハシ}を、四十一年から四十二年にかけて沖田地区③が二四^{ハシ}をそれぞれ整備したが、これ等は何れも補助を受けての自主事業であった。

その後昭和六十一年から県営による圃場整備事業として平成五年まで④～⑨の地域八〇、一^{ハシ}を整備し、総面積一五九、八^{ハシ}の農地整備を完了した。

ここで江戸時代の農地面積と、基準収穫量の伸び率を別表2により比較対照して見ると、

・農地面積では

慶長十年～元禄十三年＝一、三八倍

元禄十三年～天保 六年＝一、七四倍

天保 六年～昭和五十五年＝〇、九四％に減

・基準収穫量では

慶長十年～元禄十三年＝一、三〇倍

元禄十三年～天保 六年＝一、四〇倍

天保 六年～昭和五十五年＝計算不可

・反当収穫量は

おおむね同量で大差はない

しかし表で見る限り、一反当りの平均収穫量は最高でも慶長期の八斗七升五合（二三^キ）、天保期では八斗四升（二二六^キ）で、平均しても一二八、五^キ（二俵と六升）でしかないが、実収は前述の様に余裕を見込めば、二、五～三俵位にはなつたろう。これは木立の格付けが『下の村』で、地力がない上現在のよいうな農薬も農機具もなく、生産方法も劣っていたからである。

一方、農民としては低い分だけ年貢量も少なくて済むが、その分残米もなかつた筈で、三度の食事にも事欠く暮らしてはなかつたか。木立が貧村と言われた所以はこの辺にあつたといつても過言ではない。しかし、戦後は農業の普及と生産技術も向上し、昭和十二年頃から早期栽培が始まり、近年では一反当りの収穫量も平均して六、五～七俵（三九〇～四二〇^キ）と格段の進歩を遂げた。

以上木立の村高と圃場整備を中心に、江戸時代の農耕事情まで辿って見たが、農用地は天保時代にはほぼ現在の面積に達していたと考えられる。

それでこれを整備済みの総面積一五九、八畝と比較して見ると一八、九畝少ないが、これ等は整備地以外の農地面積（うち戦後宅地化されたものを含む）を含めれば妥当であるといえる。

付記

近年のように目紛るしく開発が進むと、何処の村でも地形の変化が激しく、その実体を地図か記録にして後世に伝えることが肝要かと考えます。

私は旧市の市街化区域の地形変化について、それが埋立によるものか耕地整理か区画整理か、または水田転換事業によるものかなど、一九ヶ所にわたって調べ上げ、一見して分る地図を作成しました。

別図には常磐、宮前北中地域の耕地整理前、宝永の大津波による防潮堤のあった位置や堤体の想定図なども揃えました。参考になると思います。

ご希望の方は二一六三五八まで

参考資料 佐伯郷土史後編 増村隆也

木立郷土資料集成 林 寅喜



角道大師からみた沖田地区